



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
総務監察課法制文書室

定期第 7 1 4 号 令和 6 年 6 月 2 1 日発行

目 次

は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
3 1 3	専用公印を新調した件	総務監察課 法制文書室
3 1 4	指定自立支援医療機関を指定した件	障がい福祉課
3 1 5	指定自立支援医療機関の指定を更新した件	同
3 1 6	同	同
3 1 7	指定自立支援医療機関の名称の変更について届出があった件	同
3 1 8	建設業者の許可を取り消した件	建設管理課
3 1 9	歳入の徴収の事務を私人に委託した件	港湾政策課

【正誤】

番 号	表 題	担当課名
	令和 6 年 3 月 1 9 日付け徳島県報第 6 7 9 号徳島県病院局管理規程第 4 号中訂正	病院局
	令和 6 年 3 月 2 9 日付け徳島県報第 6 8 5 号徳島県病院局管理規程第 8 号中訂正	同
	令和 6 年 3 月 2 9 日付け徳島県報第 6 8 8 号徳島県選挙管理委員会告示第 2 5 号中訂正	選挙管理委員会

徳島県告示第三百十三号

徳島県公印規程（昭和二十九年徳島県訓令第二百二十七号）第六条第六項の規定により、
令和六年四月一日次の専用公印を新調した。

令和六年六月二十一日

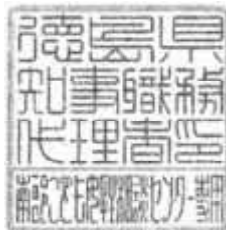
徳島県知事 後藤 田 正 純

センター等の名称

知事印

知事職務代理者印

一 徳島県南部こども女性相談センター



二 徳島県西部こども女性相談センター



徳島県告示第三百十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定した。

令和六年六月二十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定自立支援医療機関の開設者		指定自立支援医療を行う薬局		担当する 医療の種類	指 定
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地		
I & H株式会社	兵庫県芦屋市大榭町一番一八号	I & H吉野川薬局	吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島一二〇	育成医療（薬局） 更生医療（薬局）	令和六年二月一日
株式会社アインファーマシーズ	北海道札幌市白石区東札幌五条二丁目四番三〇号	アイン薬局阿南医療センター店	阿南市宝田町川原六一一	同	同
プラスハロー株式会社	徳島市沖浜町明治開三四二	あおぞら薬局中田店	小松島市中田町字広見一番八七	同	同
同	同	あおぞら薬局国府店	徳島市国府町桜間字登々路八一	同	同
同	同	あおぞら薬局鯛浜店	板野郡北島町鯛浜字西中野九九一三	同	同
株式会社アップル調剤薬局	阿南市那賀川町赤池一七五一三	アップル調剤薬局羽ノ浦店	阿南市羽ノ浦町宮倉芝生四一一二	同	同 四月一日



徳島県告示第三百十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第六十条第一項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定を更新した。

令和六年六月二十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定自立支援医療機関の開設者		名 称	日本赤十字社徳島県支部
所在地		所 在 地	徳島市庄町三丁目二番地一
指定自立支援医療を行う病院又は診療所		名 称	徳島赤十字ひのみね医療育センター
所在地		所 在 地	小松島市中田町新開四・一
担 当 す る	医 療 の 種 類	育成医療（整形外科に関する医療） 更生医療（整形外科に関する医療）	
指定更新	年 月 日	令和六年四月一日	

徳島県告示第三百十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十条第一項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定を更新した。

令和六年六月二十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定自立支援医療機関の開設者		指定自立支援医療を行う薬局		担当する	指定更新
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	医 療 の 種 類	年 月 日
有限会社サンコーファーマシー	美馬市脇町大字脇町七二四・一	サンコー薬局阿波西店	阿波市阿波町南整理二四六番地一	育成医療（薬局） 更生医療（薬局）	令和六年二月一日
株式会社グローバル・ファーマ	三好郡東みよし町昼間一四六番地一	サンコー調剤薬局昼間店	三好郡東みよし町昼間一四六番地一	同	同 三月一日
藤川 真吾	同 九〇・四 三六	フジカワ調剤薬局	同 三・一 九二	同	同 四月一日
株式会社メデシス	愛媛県松山市高野町甲一番地一	門田薬局住吉店	徳島市住吉二丁目一・一七	同	同
同	同	門田薬局中島田店	同 中島田町四丁目一番地三	同	同

徳島県告示第三百十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、指定自立支援医療機関の名称の変更について、次のとおり届出があった。

令和六年六月二十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定自立支援医療機関の開設者			指定自立支援医療を行う薬局		担当する 医療の種類	変更 年月日
名称	所在地	旧 名 称	新 名 称	所在地		
株式会社コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号	コスモス薬局阿波店	コスモス調剤薬局阿波店	阿波市阿波町大道北一三三	育成医療（薬局） 更生医療（薬局）	令和五年十月一日

徳島県告示第三百十八号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき、建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により、次のとおり公告する。

令和六年六月二十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

処分をした年月日		処分を受けた者		処分の内容	処分の原因となつた事実
令和六年二月九日	株式会社グリーンシステム 徳島市金沢二丁目五番七六号 喜田 恵明	徳島県知事許可 （般一〇四） 第五二六七号	建設業法第二十九条第一項の規定による建設業許可の取消し （造園工事業に関する一般建設業許可）		
同	同	同	同	（とび・土工工事業に関する一般建設業許可）	同
同	同	同	同	（土木工事業及び電気通信工事業に関する一般建設業許可）	同
同	同	同	同	（土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業に関する一般建設業許可）	同
同	同	同	同	（塗装工事業に関する一般建設業許可）	同

	三 小林 数誉	第七〇四四八号	
同	中筋工業株式会社 徳島市八万町大坪一七九番地一 中筋 恵子	同 (般一〇四) 第六三五号	同 (管工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業許可)
同 二十五日	有限会社現代工業 鳴門市撫養町木津三五番地四 今出 均	同 (般一〇三) 第四七七五号	同 (造園工事業に関する一般建設業許可)
同 二十四日 四月	有限会社野口鉄工所 徳島市南昭和町五丁目六六番地 の四 野口 計一	同 (般一〇一) 第一五四五号	同 (電気工事業に関する一般建設業許可)
同	日栄建設有限公司 徳島市南矢三町三丁目七番六九 号 斎藤 満宏	同 (般一〇一) 第三四三九号	同 (大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、防水工事業、内装仕上工事業及び造園工事業に関する一般建設業許可)
同	藤崎建設株式会社 徳島市南蔵本町二丁目七番地 藤崎 吉正	同 (特一〇五) 第三三二六号	同 (さく井工事業に関する特定建設業許可)
同	株式会社谷川組 小松島市榑渕町字萱原四二番地 谷川 徹	同 (特一〇二) 第一一七七号	同 (建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する特定建設業許可)
同	クラシーナ 徳島市新浜本町一丁目八番二七 号 山中 武吉	同 (般一〇三) 第七〇七三〇号	同 (建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業許可)

同 二十五日	株式会社セイア工業 三好市池田町シマ八八三番地一 一 元木 裕章	同 (特一〇五) 第六九〇六号	同 (解体工事業に関する特定建設業許可)	同
同 五月 八日	株式会社BS重量 鳴門市撫養町南浜字東浜四〇七 番地二 板東 善信	同 (般一〇五) 第七五一四五号	同 (とび・土工工事業、鋼構造物工事業及び解体工事業に関する一般建設業許可)	同
同 十四日	有限会社マツダ機工 勝浦郡勝浦町大字棚野字野神元 三番地六 松田 仁志	同 (般一〇一) 第七六二二号	同 (石工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業許可)	同
同	株式会社尚建設 徳島市大原町内開八七番地五一 一二号室 荘野 由文	同 (般一〇四) 第一三二〇号	同 (土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業許可)	同
同	有限会社モリケン 徳島市国府町中二四番地の八 森 吉弘	同 (般一〇二) 第五六三四号	同 (土木工事業及び建築工事業に関する一般建設業許可)	同

徳島県告示第三百十九号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和六年政令第十二号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、令和六年四月一日次のとおり私人に歳入の徴収の事務を委託した。

令和六年六月二十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

委 託 し た 事 務	委 託 し た 私 人
徳島県港湾施設管理条例（昭和三十年徳島県条例第三十二号）第八条に規定する使用料（沖洲マリンターミナル駐車場に係るものに限る。）の徴収の事務	アマノマネジメントサービス株式会社 本四海峡バス株式会社

正誤

令和六年三月十九日付け徳島県報第六百七十九号徳島県病院局管理規程第四号中次のとおり訂正

ページ	一
行	三十九
誤	条例
正	規程

令和六年三月二十九日付け徳島県報第六百八十五号徳島県病院局管理規程第八号中次の
とおり訂正

正 誤

二	ページ		
十一	行		
		誤	附則第八項から第十項までを削る。
		正	附則中第八項から第十項までを削り、第十一項を第八項とする。

令和六年三月二十九日付け徳島県報第六百八十八号徳島県選挙管理委員会告示第二十五号中次のとおり訂正

正誤

ページ	行	誤	正
十八	終わりから三	一五〇一	一五〇
二十	終わりから三	一五〇一	一五〇
二十一	終わりから三	一五〇一	一五〇